

教職員の懲戒処分について

令和8年8月17日付けで、次のとおり、懲戒処分を行うことに決定しました。

被処分者	処分内容	処分理由
県西部 公立小学校 教諭 (59歳)	減給 10 分の 1 1 月	令和6年12月11日（水）午後5時45分頃、普通乗用自動車（軽自動車）を運転し、東広島市黒瀬町南方829番地1付近の国道375号線を、西条方面から呉方面に向け、時速約40キロメートルないし50キロメートルで進行するに当たり、交通状況等に応じ、他人に危害を及ぼさないような方法で運転しなければならない義務があったにもかかわらず、それを怠ったことにより、折から前方を右方から左方に向かい横断歩行していた女性に気付かず、自車左前部を同女性に衝突させて路上に転倒させた。 このことにより、同女性に外傷性くも膜下出血の傷害を負わせ、同月12日（木）午前4時30分頃、死亡させた。 この行為は、信用失墜行為の禁止を定めた地方公務員法第33条の規定に違反する。

【担当】

教職員課 小中学校人事係長 榎原 雄太郎
（電話） 082-513-4924
（内線） 4924
（e-mail） kyoushokuin@pref.hiroshima.lg.jp